2026

ウインターキャンペーン 定期預金

特別金利

当金庫に出資金をお持ちの方
（新たに出資加入される方含む）
または100周年記念商品契約中の方

1.3%

通常 1.2%

お取扱い期間

令和8年11月16日（月）～
令和9年
2月26日
（金）まで

ご預金の種類

スーパー定期
大口定期

ご利用いただける方

個人・法人

お預入れ期間

1年　＊満期日到来以降は、その時点の店頭表示金利を適用します

お預入れ対象原資

取扱期間中にお振込みいただいたボーナス資金、新規にお預け入れいただいた現預金、または他金融機関から預け替えいただいた資金を対象とします



・上乗せ金利の適用は、当初お預入れ期間のみとなります。
・初回満期日以降は継続日における店頭表示金利を適用いたします。
・お利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
・やむをえず満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
・本預金は、預金保護制度の対象となり、他の対象預金と合算して預金者１人あたり元本１千万円までとその利息が保護されます。
・詳しくは、最寄りの当金庫本支店にお気軽にお問い合わせください。

お預入れ金額

10万円以上

＊既存定期預金の預け替えおよび増額での契約はキャンペーンの対象外となります

【市外局番0226】		
本　　店 22-6830	津谷支店 42-2666	松岩支店 24-2700
鹿折支店 22-6950	志津川支店 46-2619	東新城支店 22-6731
内の脇支店 22-6730	南　支　店 23-6330	

【市外局番0192】
高田支店 54-2139
大船渡支店 27-8131
盛　支　店 27-4131

気仙沼信用金庫

商品概要

１．商品名（愛称）	・ウインター定期預金
２．販売対象	・個人および法人
３．取扱期間	・令和８年１１月１６日（月）～令和９年２月２６日（金）
４．お預入れ期間	・１年（元金自動継続・元利金自動継続）
５．お預入れ ⑴ 預入方法	・個人…スーパー定期、大口定期／一括預入 ・法人…スーパー定期、大口定期／一括預入
⑵ 預入金額	・スーパー定期…１０万円以上１，０００万円未満 ・大口定期…１，０００万円以上 ・お預入れ資金は原則、取扱期間中にお振込みいただいたボーナス資金、新規にお預け入れいただいた現預金、または他金融機関から預け替えいただいた資金を対象とします。
⑶ 預入単位	・１円単位
７．払戻方法	・満期日以後一括して払戻します。
８．利息 ⑴ 適用金利	・通常　１．２％ ・会員または１００周年記念商品の契約がある方　１．３％ ・自動継続後の利率は、継続日における１年ものスーパー定期または大口定期の店頭表示の利率を適用します。
⑵ 利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
⑶ 計算方法	・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算。
９．税金	・個人のお利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。なお、マル優はご利用いただけます。 ・法人の方は総合課税となります。
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および 預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11．付加できる特約事項	・個人のものは、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率） ・個人のものは、マル優の取扱いができます。
12．金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備付けの映像配信システムまたは窓口へご照会ください。
14．苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部総務課（９時～１７時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。
14．その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本１，０００万円までとそのお利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の付保対象預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとそのお利息が保護されます。）

令和8年11月16日現在